

令和3年度

G F P グローバル産地港湾等連携  
輸出拡大委託事業（近畿農政局①）

## 応募要領

令和3年7月

近畿農政局経営・事業支援部  
輸出促進課

## 応募要領

### 第1 事業名

令和3年度GFPグローバル産地港湾等連携輸出拡大委託事業（近畿農政局①）

### 第2 事業内容

#### 1 目的及び事業内容

実施要領のとおり。

#### 2 留意事項

- (1) 提案に際しては、以下の事項について留意すること。
  - ① 企画提案書には、スケジュール、充当する人員、内容等を詳細に明記すること。
  - ② 最大限の事業効果が得られるように事業予算の配分を工夫すること。
- (2) 本事業における人件費の算定に当たっては、実施要領別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (3) 本事業の実施に当たり再委託を行う場合は、事前に近畿農政局の承認を得ること。承認を得ない限り再委託を行ってはならない。
- (4) 再委託先及び再委託金額については、委託契約書に添付する事業計画書へ記載するよう努めること。一括再委託及び総合的企画業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の再委託は禁止する。なお、委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託金額が100万円以下である場合には、再委託先及び再委託金額を記載する必要はない。

### 第3 予算限度額

45,000,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

### 第4 応募資格

次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた者。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成15年8月29日付15経第762号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の

全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書(又はこれに準ずる書類。以下「規約書等」という。)を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る企画競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、代表者は、上記(1)から(4)の要件に適合している必要があり、代表者を除く他の構成員については、上記(1)、(2)及び(4)の要件に適合するとともに、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」を有している必要があり、契約候補者に決定した場合は規約書等を契約締結前までに提出すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

## 第5 契約期間

契約締結の日から令和4年3月22日(火)までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

## 第6 応募に係る説明会の開催

1 開催日時：令和3年8月6日(金) 13:00～

2 開催場所：近畿農政局入札室(本館地下1階)

3 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」(別紙様式第1号)を令和3年8月5日(木)15:00までに第19応募・照会窓口【事業内容、応募要領全般について】にメール又はFAXで提出すること。

(提出先)

fumitaka\_ota200/atmark/maff.go.jp

※ スпамメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているため、送信の際は「@」に変更すること。

4 説明会への出席の有無は、第4の応募資格とはしない。

## 第7 参加表明書及び提出書類に関する事項

1 参加表明書及び提出書類の作成

参加表明書を、「企画競争参加表明書」(別紙様式第2-1号)により作成し、又は共同事業体での応募の場合は、「企画競争参加表明書(共同事業体)」(別紙様式第2-2号)により作成し、以下の(1)から(7)までの添付書類と併せて提出すること。

(1) 企画提案書及びこれに付随する以下の書類

① 過去に政府機関や地方自治体が募集する物流の効率化に関する調査事業や実証事業の実績があれば、これに関する資料(様式任意)

※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

② その他参考となる資料

(2) 積算内訳(別紙様式第3号)(再委託先の内訳を明記すること。)

(3) 第4の(3)を証するものとして、総務省から通知のあった「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

(4) 業務内容を示したパンフレット(又はリーフレット)

(5) 民間企業にあつては、営業経歴書及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者のものとする。

(6) 民間企業以外の者にあつては、定款又は寄附行為及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準じるもの)ただし、共同事業体で応募する者は、その代表者のものとする。

(7) 男女共同参画等への取組状況がある場合(認定書等の確認ができる書類の写し)

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業)

② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業)

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)

※ 共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

## 2 提出期限及び提出方法

### (1) 提出期限

令和3年8月23日(月)正午必着とする。

### (2) 提出方法

上記(1)までに、原則、電子メールにて提出すること。(詳細は別添のとおり)

電子メール以外で提出する場合は、PDF ファイルを電子媒体(CD-R 又は DVD-R とし、ウイルス対策を施すこと。)に格納し、当該電子媒体に契約件名及び事業者名を表示(ケースは不可)の上、提出すること。

なお、郵便・信書便で提出する場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

## 3 提出先

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町  
近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課(別館3階)

## 4 作成・提出に当たっての注意事項

(1) 企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

(2) 1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。

(3) 企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第4号)について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画提案書の提出をもってこれに同意したものとする。

(4) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙様式第4号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

## 第8 応募する企画提案（企画提案書）の内容

### 1 事業実施体制

次の点について、担当者数、人員配置計画、担当者の経験、担当者へのバックアップ体制等を明記すること。

- (1) 事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制
- (2) 事業の準備から実施までの対応体制

なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。

また、再委託には以下の制限があるので留意すること。

【ア】 事業の全部を一括して請け負わせてはならない。

【イ】 事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を請け負わせてはならない。

【ウ】 再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。

ただし、以下の場合には上記また書き【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。

【エ】 再委託先の業務が海外で行われる場合

【オ】 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合

【カ】 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

なお、上記また書き【ウ】の再委託の比率は、上記ただし書き【エ】～【カ】に該当する再委託の金額を委託費の限度額から減算して計算した率とする。

### 2 事業を実施する上で必要となる応募者の知見・専門性・実績等

事業の目的（第2の1）を達成するために必要となる次の専門知識を有している根拠を明記すること。

- (1) 農林水産物・食品の輸出の現状や課題に関し専門的知識を有している根拠
- (2) 農林水産物・食品の輸出物流に関して専門的知識を有している根拠

### 3 企画提案を求める項目及び具体的提案

事業の目的（第2の1）を達成するため、本事業の概要を踏まえつつ、実施要領に基づいて具体的な企画提案を行うこと。

### 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進についての取組状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けている者である場合は、基準に適合し認定されている者であることを企画提案書に記載すること。

## 第9 応募要領の配布期間及び場所

- 1 配布期間 令和3年7月30日（金）～同年8月23日（月）

- 2 取得方法：応募要領（実施要領、契約書案含む）は近畿農政局のホームページから入手すること。

## 第10 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、「第11 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として支出負担行為担当官近畿農政局長（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第5号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- 2 審査については、非公開とする。

### 3 企画提案会

以下のとおり企画提案会を開催することとする。

- (1) 企画提案書は、日本語で説明すること。
- (2) 説明は口頭で連続20分以内とする。
- (3) 説明者は、説明の冒頭に参加者名を名乗ることとする。
- (4) 説明に際し、企画提案書以外の補助資料の使用は不可とする。
- (5) 説明する人数については、審査項目としない。
- (6) 開催日時及び場所

開催日時：令和3年8月26日（木） 13：00～

開催場所：近畿農政局 入札室（本館地下1階）

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

TEL：075-414-9101

FAX：075-414-7345

担 当：吉田、太田

- 4 企画提案書について審査員からの質問がある場合は、近畿農政局経営・事業支援部 輸出促進課担当職員（以下「担当職員」という。）から連絡をすることとする。

## 第11 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実に効率的・効果的に実施できるか、また、留意事項（第2の2）は反映されているかを踏まえて、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①安定性（組織の財政的基盤の安定性）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）、④実績（過去における類似・関連事業の実績が十分にあるか。））
- 3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性（現状の課題等を正

確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。)、⑥具体性(目的達成のため具体的な事業実施内容か。))

- 4 実施方法の効率性(⑦計画性(事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。))
- 5 経費配分の適正性(⑧綿密性(事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。))、⑨費用対効果(最小の経費で最大の効果を狙っているか。))
- 6 期待される成果(⑩主体性及び実現性(主体的に具体的な目標を設定し、成果・効果を検証する仕組みになっているか。))
- 7 波及効果(⑪継続性及び発展性(単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性は見られるか、また、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。))
- 8 行政施策等との関連性(⑫行政施策等との連携及び相乗効果(農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)に関連する取組か。))
- 9 ワーク・ライフ・バランス等の推進(⑬ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、(1)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、(2)次世代育成支援対策推進法、(3)青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。))

#### 第12 審査結果の通知

審査結果については、提出期限後、おおむね2週間以内に参加者に対し文書により通知することとする。

#### 第13 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

#### 第14 契約保証金の扱い

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除する。

#### 第15 委託料の支払い方法

- 1 委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。  
なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が整った日以降とする。
- 2 契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととする。

#### 第16 実績報告書等の提出

以下の(1)から(3)を令和4年3月22日(火)までに担当職員に提出することとする。

と。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を1部提出すること。

(1) 事業実施報告書（本文、概要版）

- ・紙媒体 各2部
- ・電磁記録媒体 2部（本文及び概要版のデータを格納したもの）

(2) 管内の阪神港を活用した輸出に関心のある農林水産物・食品事業者等を対象とした効果的な食品輸送のためのセミナーの編集動画

- ・電磁記録媒体 2部

(3) 管内の阪神港を活用した輸出促進にかかるリーフレット

- ・紙媒体 1,000部
- ・電磁記録媒体 2部

※納入する電子媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日）を記載したラベルを添付して提出すること。

また、当該電子媒体に契約件名及び受託者名を表示（ケースは不可）すること。

第17 成果品（著作権等）の帰属等

本事業により取得した著作権は、農林水産省が承継するものとする。

第18 その他

不明な点については、第19の応募・照会窓口までお問い合わせ願いたい。

第19 応募・照会窓口

【事業内容、応募要領全般について】

近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課（別館3階）

TEL：075-414-9101

FAX：075-414-7345

担当：吉田（倫）、太田

【契約締結について】

近畿農政局会計課（北別館3階、ドア番号「北309」※）

TEL：075-414-9041

FAX：075-417-2089

担当：吉田（真）

※受付曜日 月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間 10:00～17:00